

# 新型コロナウイルス感染症に伴う支援策まとめ

更新版



## 個人・世帯向け

給付 (もらえる)	休業中に賃金(休業手当)を受けられなかった	<b>休業支援金・給付金</b>	休業で受けられなかった賃金の8割を支給	休業支援金・給付金 コールセンター	☎0120-221-276
	離職等で住居を失った・失うおそれがある	<b>住居確保給付金</b>	家賃実費支給(例)2人世帯で月6万2千円が上限 支給期間:原則3ヵ月(最長9ヵ月)	港南区生活支援課	☎045-847-8317
貸付 (かりる)	失業・収入減で大学等の授業料が支払えない	<b>高等教育修学支援新制度</b>	授業料減免+返済の必要のない給付型奨学金	日本学生支援機構	☎0570-666-301 9:00~20:00(土日祝除く)
	収入が減って家計の維持が難しい	<b>緊急小口資金(特例貸付)</b> <b>総合支援資金(特例貸付)</b>	貸付上限~10万円(特に必要な場合は~20万円) 据置期間:1年以内、償還期間:2年以内 2人以上世帯は~月20万円、単身は~月15万円 据置期間:1年以内、償還期間:10年以内 原則3ヵ月まで	港南区社会福祉協議会 厚生労働省「全国共通相談ダイヤル」 ☎0120-46-1999 9:00~21:00(土日祝除く) 労働金庫連合会 ☎0120-22-5755 9:00~17:00(土日祝除く)	
猶予 (支払延長)	市区町村民税・固定資産税が支払えない	徴収猶予の「特例制度」で、全ての市税の徴収を1年間猶予		港南区税務課収納担当	☎045-847-8371
	国民健康保険料・国民年金保険料が支払えない	国民健康保険料の減免・猶予については、6月の保険料額決定通知書送付時にご案内。 国民年金保険は免除・納付猶予の制度あり。		国民健康保険→港南区保険係 国民年金→港南区国民年金係	☎847-8425・8426 ☎847-8421
	公共料金や電話料金(固定・携帯)が支払えない	支払期限を延長(事業者向けにも支払猶予あり)		各電気・ガス・水道・電話等事業者	
	住宅ローンが支払えない	今後の利払い・返済スケジュールの変更について相談が可能		各金融機関または 金融庁相談ダイヤル	☎0120-15-6811 10:00~17:00(土日祝除く)
その他 支援	妊産婦の皆さまへ	希望者全員にPCR検査を無償で実施。 里帰り出産できない方にヘルパーの利用費用を補助など		横浜市こども青少年局 こども家庭課	☎045-671-2455
	生活にお困りの皆さまへ	生活困窮者自立支援制度・生活保護制度に基づきお一人おひとりの状況に応じた支援を実施		港南区生活支援課	☎045-847-8317

## 事業主向け

給付 (もらえる)	地代・家賃の負担を軽減したい	<b>家賃支援給付金</b>	売上げが前年同月比50%以上もしくは連続3か月で30%以上減少した事業者に、支払い賃料の2/3を支給	家賃支援給付金 コールセンター	☎0120-653-930 8:30~19:00(土日祝含む)
	自粛などで業績が悪化(売上げ半減)	<b>持続化給付金</b>	売上が前年同月比50%以上減少した事業者に給付金を支給 上限:中小200万円、個人事業100万円	持続化給付金事業 コールセンター	☎0120-115-570 8:30~19:00(土日祝含む)
	従業員に休んでもらう場合	<b>雇用調整助成金(コロナ特例)</b>	1人1日15,000円を上限に、労働者へ支払う 休業手当など、最大で10/10を助成	神奈川労働局神奈川助成金センター 厚生労働省コールセンター	☎045-277-8815 ☎0120-60-3999
	融資を受けて事業継続を図る小規模事業者へ	<b>小規模事業者支援一時金</b>	「横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金」で50万円以上500万円以下の融資を受けた事業者に10万円の一時金を交付	小規模事業者支援一時金 コールセンター	☎045-225-3725
	テレワークを導入したい	<b>職場環境向上支援助成金</b>	テレワーク導入のためのシステム整備費や専門家への相談委託料を助成。助成率3/4、上限30万円	横浜市経済局 経営・創業支援課	☎045-671-4236
貸付 (かりる)	店舗やオフィスの感染拡大防止対策をしたい	<b>中小企業の「新しい生活様式」対応支援事業補助金</b>	検温器の購入、アクリル板、換気装置の設置費用などについて 法人30万円、個人事業主15万円を上限に9割を補助	支援事業補助金 コールセンター	☎045-211-4493
	資金繰りのため融資を受けたい	<b>無利子・無担保融資(借り換えも可)</b>	コロナの影響で前年比5%以上の売上減少 据え置き最大5年	日本政策金融公庫 取引のある金融機関または最寄りの金融機関	☎0120-154-505 9:00~19:00(土日祝除く)
	法人税や消費税などの納税が難しい	法人税や消費税、基本的にすべての税	収入が減少(前年同月比▶20%以上)した事業者は無担保かつ延滞税なしで納税を猶予/固定資産税は軽減措置も	最寄りの税務署または 国税猶予相談センター	☎03-6672-3503
猶予 (支払延長)	社会保険料が支払えない	健康保険料や厚生年金保険料が猶予	事業の休止や著しい損失があった場合に納付が猶予	健康保険協会または組合・日本年金機構	
	医療機関、福祉・障害施設の従事者の皆さまへ	<b>慰労金を支給</b>	コロナ感染症が発生した又は濃厚接触者に対応した施設に勤務する職員に20万円 それ以外の施設に勤務する職員に5万円	詳細は神奈川県ホームページで掲載	
その他 支援					

市民の皆さまへ  
新型コロナウイルス感染症関連  
横浜市  
支援メニュー

事業者の皆様へ

詳しくはこちら



休業支援金・給付金



家賃支援給付金



小規模事業者支援一時金



職場環境向上支援助成金



「新しい生活様式」対応支援補助金